

# 令和 3 年度水質測定計画（案）について（概要）

福島県生活環境部水・大気環境課

## 第 1 令和 3 年度水質測定計画のポイント

### 1 公共用水域水質測定計画

- 環境基準項目について、109 河川等、127 水域、197 地点で測定を行う。
- 要監視項目の測定項目に、新たに PFOS 及び PFOA\* を追加する。  
※PFOS はペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOA はペルフルオロオクタン酸の略。
- 水域の名称について、「原町市地先海域」を「南相馬市原町区地先海域」に変更する。

### 2 地下水の水質測定計画

- 環境基準項目について、概況調査 59 地点（前年度 57 地点）、継続監視調査 202 地点（前年度 203 地点）で測定を行う。
- 新たに 10 地点で要監視項目の測定を行う。

## 第 2 公共用水域水質測定計画

### 1 目的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定める。

### 2 調査の種類

#### (1) 環境基準項目等調査

水質汚濁に係る人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められている項目及びその他排水基準が定められている項目等に関する調査。

#### (2) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質について、県内の汚染状況を把握するために実施する調査。

#### (3) トリハロメタン生成能調査

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 24 条に基づいて、水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために行う調査。

### 3 環境基準項目等調査

#### (1) 対象水域及び測定地点

水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた水域の環境基準点及び補助点並びにその他必要な地点において、原則として毎年同一地点で測定する。

ただし、環境基準の類型指定がされていない支川のうち 24 地点については、ローリング方式\*により測定する（各年約 8 地点×3 年間）。

※水質の変化が少なく環境基準が継続して達成されている水域について、数年おきに測定を行う調査方式。

表 公共用水域水質測定地点数

水域	令和2年度	令和3年度	増減
河川	78河川 (96水域) 132地点	78河川 (96水域) 132地点	0※
湖沼	18湖沼 (18水域) 31地点	18湖沼 (18水域) 31地点	0
海域	13海域 (13水域) 34地点	13海域 (13水域) 34地点	0
計	109河川等 (127水域) 197地点	109河川等 (127水域) 197地点	0

※河川においてローリング方式により、調査対象の河川、水域及び地点の変更はあるが、河川数、水域数、地点数の変化はない。(8増8減)

(2) 測定項目

ア 生活環境項目

pH、BOD、COD、大腸菌群数等12項目

イ 健康項目

カドミウム、鉛、総水銀等27項目

ウ その他の項目

(ア) 特殊項目

銅、溶解性鉄等5項目

(イ) その他項目

アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん等10項目

(3) 測定回数

ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川において、生活環境項目は毎月1回を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、水域の状況に応じて測定回数を決め、測定する。

(イ) 湖沼において、生活環境項目は毎月1回を基本として(自然条件により調査が不可能な期間を除く)測定し、健康項目及びその他の項目は、水域の状況に応じて測定回数を決め、測定する。

(ウ) 海域は、年6回の等間隔の調査を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、水域の状況に応じて測定回数を決め、測定する。

イ その他の地点

四半期毎に1回程度を基本として測定する。

(4) 水域の名称について

合併により旧原町市が南相馬市原町区となったことから、「原町市地先海域」の水域名称を「南相馬市原町区地先海域」に変更する。なお、水域の境界の変更は行わない。

S49.3.26 県告示第285号

旧原町市の地先海域を「原町市地先海域」として、水域類型「海域A」及び達成期間「イ」(直ちに達成)に指定

S50.3.17 県告示第265号

「原町市地先海域」の北側(新地町から旧鹿島町)の地先海域(「松川浦海域」及び「相馬港及び相馬地先海域」の区域を除く。)及び南側(旧小高

町から広野町)の地先海域を「相双地区地先海域」  
として、水域類型「海域A」及び達成期間「イ」  
(直ちに達成)に指定

H18.1.1 旧小高町、旧鹿島町及び旧原町市が合併し、南相馬市が発足

#### 4 要監視項目調査

##### (1) 測定地点、測定項目等

県内の汚染状況を把握し、知見の集積を図るために、水域の利水状況や汚濁源の状況等を勘案して調査する。

測定地点：12地点(令和2年度9地点)

測定項目：クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン等32項目  
(PFOS及びPFOAを含む。)

##### (2) PFOS及びPFOA

令和2年5月28日付けでPFOS及びPFOAが新たに要監視項目に追加されたことから、排出源となり得る施設の影響が考えられる公共用水域地点において測定を行う。

#### 5 トリハロメタン生成能調査

水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために調査する。

測定地点：14地点※(令和2年度14地点)

※14地点のうち、5地点は2年毎のローリング

測定項目：クロロホルム生成能、ブromoホルム生成能等4項目

### 第3 地下水の水質測定計画

#### 1 目的

水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定める。

#### 2 調査の種類

##### (1) 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。新たな汚染の発見を目的としているため、未調査の井戸又は前回と異なる深度の井戸を優先的に選定する。

##### ア ローリング方式

県内を概ね10kmメッシュに区分(全113区分)し、各メッシュから井戸を選定し、全メッシュを5年程度のサイクルで実施する調査。

##### イ 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等による汚染の可能性が高い地域若しくは汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査。

##### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合や、環境

基準以下で汚染のおそれ（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素については対象外）が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

(3) 継続監視調査

汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等をするために経年的に実施する調査。

(4) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質について、県内の汚染状況を把握するために実施する調査。

### 3 測定地点

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) 概況調査（ローリング方式） | 27地点           |
| (2) 概況調査（定点方式）    | 32地点           |
| (3) 汚染井戸周辺地区調査    | ※汚染の状況により選定する。 |
| (4) 継続監視調査        | 202地点*         |
| (5) 要監視項目調査       | 10地点           |

※令和2年度末までの各種調査の結果を踏まえ、必要に応じ変更する場合がある。

### 4 測定項目

(1) 概況調査（ローリング方式）

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目の全項目とする（27項目）。

(2) 概況調査（定点方式）

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況等に応じて適宜選定する。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準超過項目及び環境基準以下で検出した項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素については対象外）とする。

(4) 継続監視調査

汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

### 5 要監視項目調査

県内の汚染状況を把握し、知見の集積のために新たに実施する。

(1) 調査地点

概況調査（ローリング方式）の27地点の中から10地点を選定する。

(2) 測定項目

原則として、地下水における人の健康の保護に関する要監視項目の全項目とする（25項目）。

表 地下水測定地点数

区分		測定地点数			測定項目数 (のべ数)		
		R 2	R 3	増減	R 2	R 3	増減
概況 調査	ローリング	27	27	0	729	729	0
	定点	30	32	+2	164	175	+11
継続監視調査※		203	202	-1	1,193	1,152	-41
要監視項目		0	10	+10	0	202	+202
合計		260	271	+11	2,086	2,258	+172

※継続監視調査については、令和2年度末までの各種調査の結果を踏まえ、必要に応じ変更する場合がある。